

1 都市計画道路について

公園や学校、道路や下水道、ごみ焼却場といった、良好な都市環境を確保するために必要な施設を都市施設といいます。そのうち、都市の骨格となるような道路などで、市や県が都市計画法に基づく手続きで決定したものを**都市計画施設**といいます。

車道・歩道といった機能が確保された**都市計画道路**を整備することで、交通利便性の向上、渋滞の解消といった効果があります。

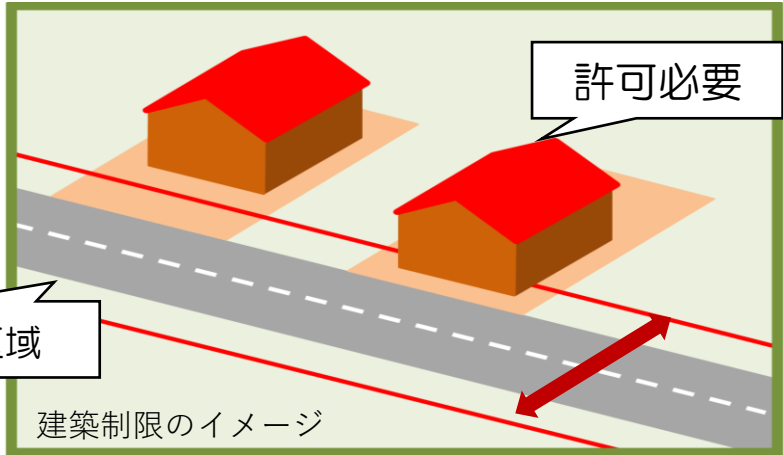
北上市には44路線の都市計画道路があり、これまでの整備率は63.7%で、市の発展に寄与してきました。

2 都市計画道路の予定地になっている場合

都市計画道路が決定された後、都市計画道路の計画区域内は、建築の制限がかかります。

3階建て以上の建物や、地階を有する建物を建てることはできません。また、移転や除却が容易な材質とする必要があります。

加えて、事業認可を受け、道路の整備を行うこととなった場合は該当部分が土地収用（市等による買取）の対象となります。



3 見直しを行う理由

交通環境や社会情勢の変化により、長年整備がされていない都市計画道路について、その整備の必要性を検討したものです。

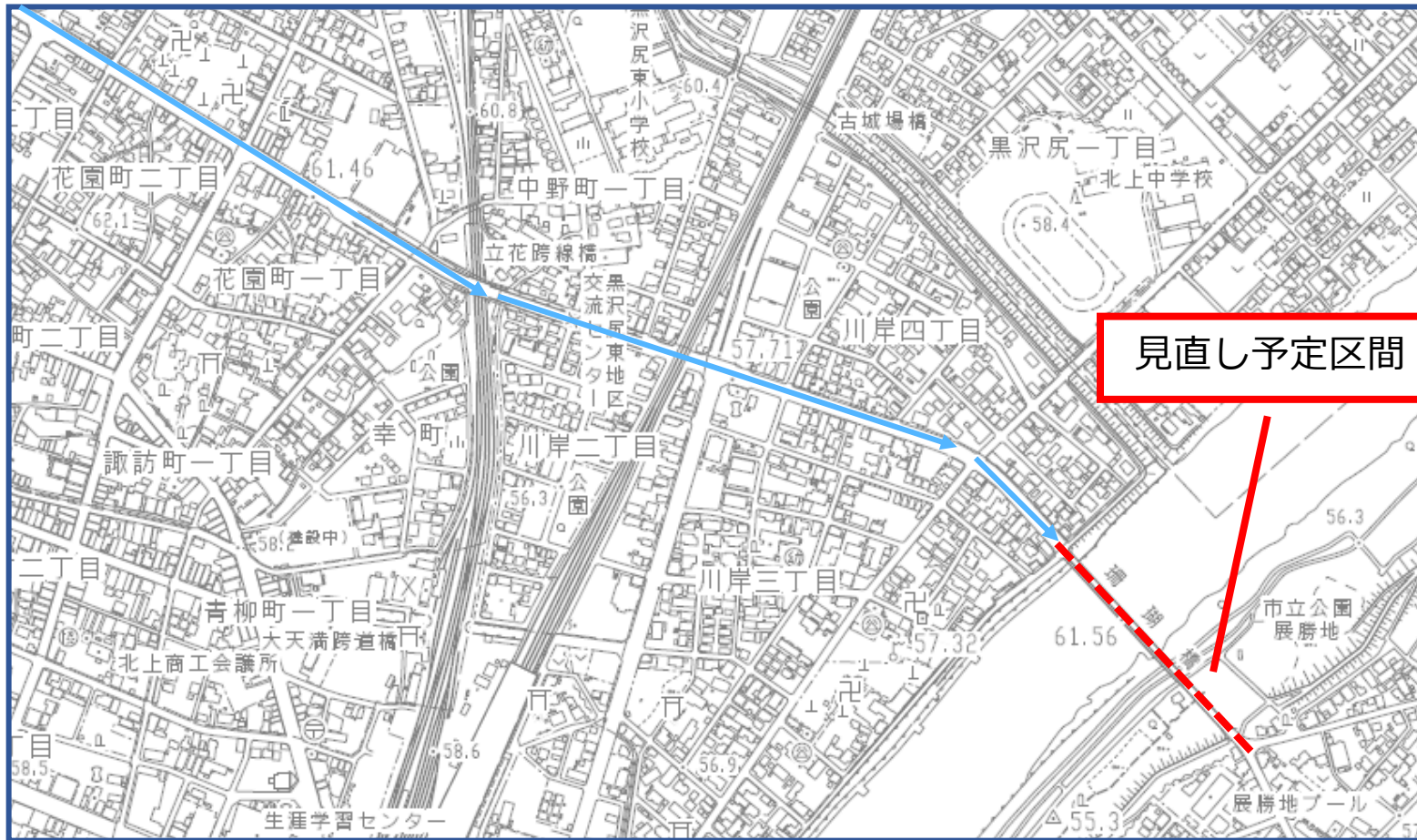
今回お知らせする対象路線は、既に道路はありますが、幅員を広げる計画が残っており、その幅の土地に建築制限がかかる状態となっていました。

今回の見直しは、道路の拡幅を行わないこととするもので、道路そのものを無くすものではありません。

4 決定までのスケジュール

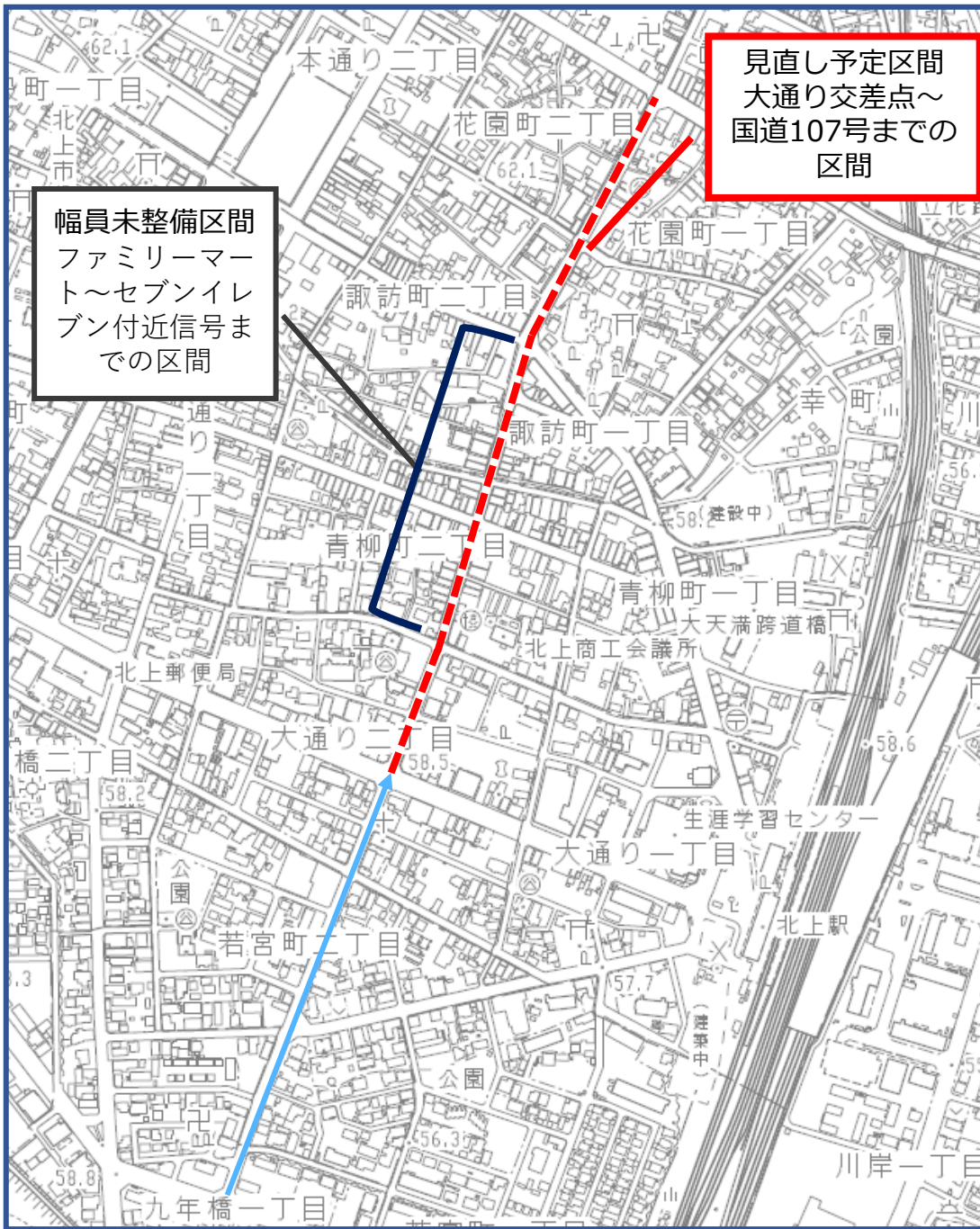
事項	時期	内容
住民説明会	令和7年1月9日	見直し内容に関する説明会を実施します。
案の縦覧	令和7年1月10日 ～1月24日	北上市役所江釣子庁舎にて図面等を公開します。 この期間に変更案への意見書を提出いただくことが可能です。
北上市都市計画審議会	令和7年2月	知識経験者、市議会議員、公募による市民等で構成される審議会で見直し案や意見書について協議し、決定します。

案の縦覧期間内に意見書の提出が可能です。ご意見がありましたら、お聞かせいただけますと幸いです。



- 1.都市計画決定：昭和40年
- 2.計画幅員：16m
- 3.現道：あり(幅員7m)
- 4.起点・終点：立花10地割～上江釣子19地割

- 5.決定の背景
珊瑚橋が国道107号であった頃に決定されたものであり、多くの交通量を見越し、橋を架けかえる必要のある整備計画でした。
- 6.現状
日高見橋が整備されたことにより、交通が分散され、円滑な交通が確保されています。そのため、当該区間の見直しを検討しています。



見直し予定区間
大通り交差点～
国道107号までの
区間

幅員未整備区間
ファミリーマート～セブンイレブン付近信号までの区間

- 1.都市計画決定：昭和47年
- 2.計画幅員：12m
- 3.現道：あり(幅員9～11m)
- 4.起点・終点：九年橋一丁目～花園町一丁目
- 5.決定の背景
北上駅前付近の市街地へ格子状に道路を張り巡らせ、渋滞を防ぐことを目的としたものです。
- 6.現状
大通りから諏訪町までの区間は未整備(歩道なし)となっており、都市計画道路の路線区域には建築制限がかかっている状況です。
現状でも円滑な交通機能を確認できていると考えられ、当該区間の見直しを検討しています。